

西柴団地まちづくりニュース No8

平成 28 年 7 月 25 日

西柴団地自治会

地域まちづくり特別委員会

◆横浜市へ新建築協定の申請書を提出しました。

6 月 30 日、横浜市長あてに新建築協定申請書を提出しました。長年にわたり試行錯誤を繰り返しましたが、皆様のご理解とご協力により申請の運びとなりましたことを改めて御礼申し上げます。申請時の同意者 1,205 区画、隣接地 260 区画となっております。現在、市役所の認可部署にて申請内容の精査作業が行われております。

◆いくつかの手続きを経て新建築協定は認可される見込みです。

認可部署による精査により申請内容が確認された後、次の手続きが予定されています。

<縦 覧>（協定書類を誰でも閲覧できるようにすること）

建築協定の申請があったこととその内容が、広く横浜市民に知らされます。横浜市報に掲載され、横浜市まちづくり調整局建築企画課により平日 20 日以上縦覧されます。

<公聴会>（市が重要な事項を決定する前に市民の意見を聴く制度のこと）

建築協定に支障がないか、合意書だけでなく、認可部署担当者が直接関係者の意見を聴取します。横浜市報に開催日時、場所が掲載され、公述人（公聴会で意見を述べる人）が選定された上で開催されます。会場は西柴団地自治会館が予定されています。

<認可公告>（認可されたことを広く一般公衆に告知すること）

横浜市報に掲載されます。ご案内のとおり、現行建築協定は 11 月 4 日に失効します。それ以前に認可公告の運びとなることを強く要望しております。

◆認可後、協定書を 1 部返却いたします。

横浜市から認可公告の連絡を受け次第、お預かりしている建築協定書 1 部を皆様に返却いたします。記録として保管してください。協定書は市の認可部署が 1 部、新建築協定の運営委員会が 1 部、地権者の皆様が 1 部、それぞれ保管することとなります。

◆隣接地であれば認可後も新建築協定へ加入できます。

今回、時間的制約等によりやむなく隣接地扱いとなった区画もございます。その理由の如何を問わず、隣接地は、上記認可公告の後、簡単な手続きで新建築協定に加入することができます。是非ともこの制度を利用して新たに加入していただきたく存じます。